

第2章 指導体制の充実

1 食育の推進のための体制整備の基本的な考え方

個々の教職員がそれぞれの立場で子どもへの指導を行うとき、学校としての食育の基本的な考え方をはじめ、指導の方針や目標などを踏まえるとともに、各教職員が相互にネットワークを構築しながら、それぞれの得意分野や専門性を生かすなど、学校としての指導力を総合的に発揮することが必要です。

そのためには、学校経営における教育目標や方針などに食育を位置付け、既存の委員会に担当させたり、新たな委員会を設置したりするなど校内体制を整備し、校長のリーダーシップのもとに、学級担任、教科担任、栄養教諭、養護教諭など、全教職員が取り組むことができるよう、食に関する指導の推進体制を整えることが重要です。

また、学校、家庭、地域が円滑に連携を図ることができるよう、関係機関との連携の体制を整備することも大切です。

2 学校経営計画への位置付け

学校が全校体制で食育を推進していくためには、学校経営計画（学校経営方針）などに食育の推進についての基本的な考え方や方針を示すことが重要です。

その中では、子どもへの指導を学級担任や一部の教科担任、栄養教諭等の関係教職員だけに任せるのではなく、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力し合って、組織的、計画的に推進することを明確にすることが大切です。

学校経営計画に食育を位置付けた例（一部抜粋）

目指す学校像 課題解決に向けた協働体制を築き、家庭や地域から信頼された学校を目指す。
重点教育目標 自分らしさを発揮し心豊かに学ぶ児童を育成する。

経営の基本方針（抜粋）

- ・職務と責任を明らかにして協力し、組織的に取り組む協働体制を確立するとともに児童一人一人の育ちに目を向けた各分掌運営を工夫する。
- ・児童及び保護者の実態を把握し、適切な指導体制の確立を図る。

経営の重点（抜粋）

- ・校内のすべての教職員が食育についての正しい理解・認識をもち、それぞれの立場で食に関する指導を積極的に進めていくことができるよう、校務分掌に食育担当を位置付けるとともに、研修の機会を確保する。
- ・児童が食についての正しい知識をもち、生活行動を見直し、より望ましい食習慣に改善する実践力を身に付けることを目指し、食に関する指導の全体計画に基づく食に関する指導の充実を図る。

3 校内体制の整備と役割の明確化

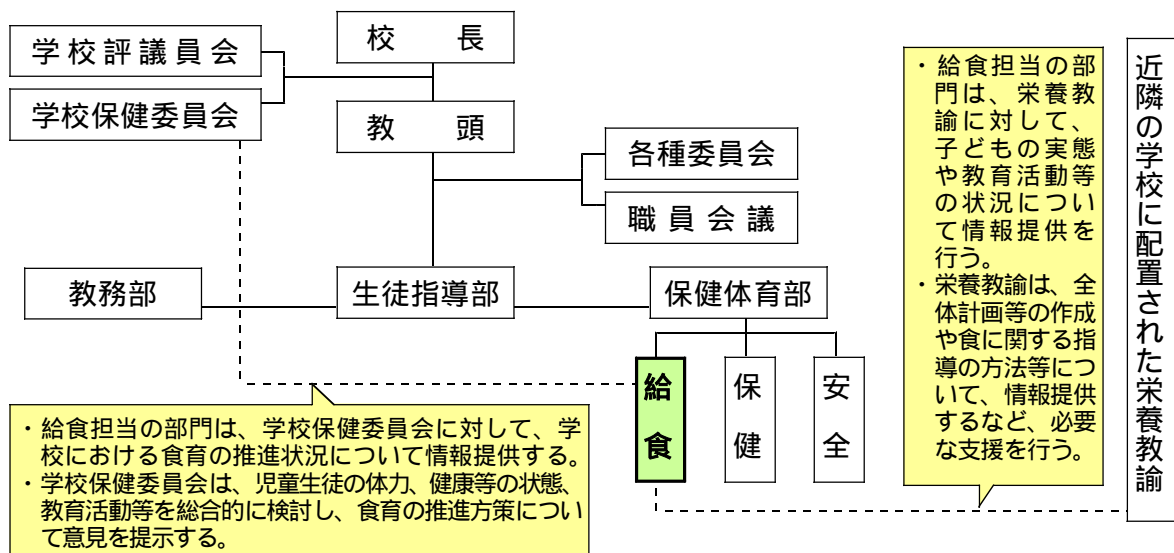
学校は、食育を教育活動全体で推進するため、食育を担当する校務分掌を明確にするなど、校内体制を整備し、組織的に取り組んでいくことが重要です。

その際には、既存の委員会が担当したり、新たな委員会を設置したりするなど、自校の教職員や組織等の実情を踏まえて、組織が十分に機能するよう食に関する指導の推進体制を整えるとともに、各組織等の役割を明確にすることが大切です。

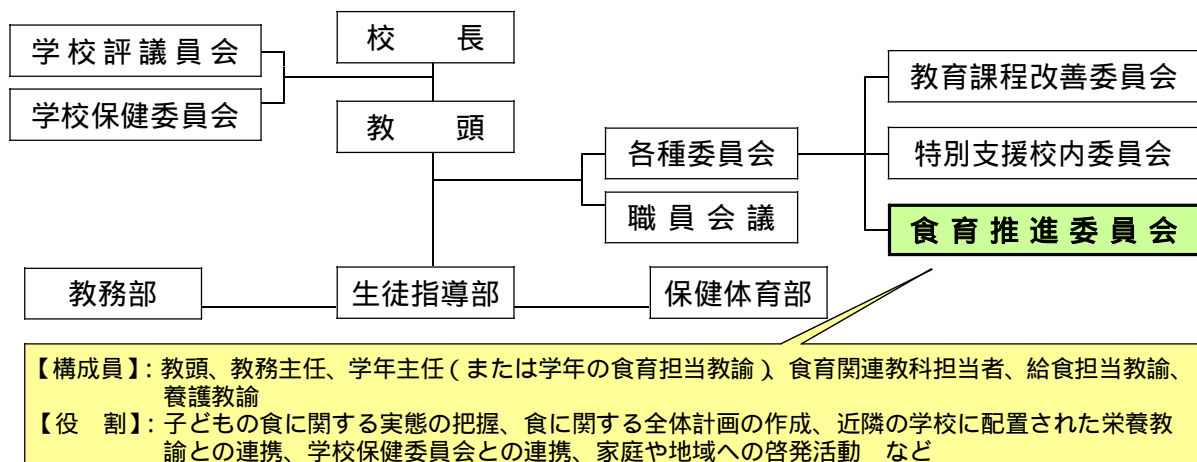
校内組織の整備のポイント

- ・ これまでに整備され機能している既存の組織を活用する。
- ・ 食に関する指導を重点的に考え、推進していく委員会等を新たに設置する。
- ・ 既存のいくつかの校内組織を整理・統合する。

既存の組織を活用した例（栄養教諭未配置の学校）



新たな組織を設置した例（栄養教諭未配置の学校）



4 教職員に期待される役割

(1) 管理職

学校経営計画（学校経営方針）などに食育の推進についての基本的な考え方や方針を示すとともに、校内体制を整備するなど、的確な管理・運営を行うことが望めます。

また、学校経営計画（学校経営方針）などに基づき推進した食育の推進状況について学校内外に対し、必要な情報を積極的に発信するとともに、食育の推進体制や食に関する指導の状況等について評価・検証し、食育を推進する組織（食育担当）等に対して適切に指導や助言を行うことが期待されます。

(2) 教務主任等

学校経営計画（学校経営方針）などの重点等を具現化するために、食に関する指導の全体計画等の作成のための内容や手順等の大綱を決め、作業計画を立案したり、日程調整などを行ったりすることが望めます。

特に、各学年における食に関する指導の計画立案の際には、各教科等で行うさまざまな教育活動と食に関する指導について、指導内容や指導体制、実施時期、実施時数等の調整などを行うことが期待されます。

(3) 学級担任、教科担任等

食に関する指導の目標を達成するために、毎日の給食の時間に、給食指導（正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナーなど、学校給食の準備から後片付けに至る一連の指導）を日々行う必要があります。

また、食に関する指導の全体計画や年間指導計画に基づき、各教科等において、食に関する指導を行います。学校給食を生きた教材として活用するなど、効果的な指導ができるよう、栄養教諭等と連携して、指導することが期待されます。

(4) 養護教諭

肥満や偏食、食物アレルギーなど、子どもが抱える健康や栄養の課題を解決するために、栄養教諭等と連携しながら、一人一人に応じた相談や指導を行うなど、学校保健活動の中核的な役割を担う立場から、学校における食育の推進に参画することが期待されます。

(5) 栄養教諭

子どもの栄養の指導と管理をつかさどる立場にあることから、教職員と連携を図りながら全体計画等を作成し、各教科等において学校給食を生きた教材として活用しながら食に関する指導を実施するとともに、学級担任や養護教諭等とともに、食に関する個別的な相談指導を行うなど、学校における食育の推進の中心的な役割を果たすことが期待されます。

また、学校における食育の推進について、保護者や生産者等の理解や協力が得られるよう、家庭や地域との連携・調整の要としての役割を果たすことも期待されます。

栄養教諭が配置されていない近隣の学校に対しては、その学校において全体計画等に基づく計画的、継続的な食に関する指導が実施されるよう、情報提供をしたり、実際に学校を訪問し、子どもに対する指導を行ったりするなど、他校の食育の推進に積極的に参画することが期待されます。

(6) 学校栄養職員

学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる立場にあることから、各学校の求めに応じて全体計画等の作成や各教科等における食に関する指導、個別的な相談指導に、栄養に関する専門性を発揮しながら参画することが期待されます。

栄養教諭の職務内容

学校教育法第37条

「栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。」

	標準的な職務	具体的な内容
食に関する指導	1 教科、特別活動等における児童生徒への教育指導	学級活動、給食の時間などの特別活動における指導 教科及び総合的な学習の時間等における学級担任や教科担任と連携した指導
	2 児童生徒に対する栄養に関する個別的な相談指導	学級担任、養護教諭、保護者、主治医等との連携 食物アレルギーやその他の疾病をもつ児童生徒の献立等への対応
	3 食に関する指導の連携・調整	校内における連携・調整 ・学級担任等と連携し、食に関する年間指導計画（給食指導を含む）の作成における積極的な参画 ・学級担任、教科担任、養護教諭等との連携、調整 家庭・地域との連携・調整 ・給食だより等の発行 ・PTA等との連携・調整
学校給食の管理	4 学校給食に関する基本計画への参画	学校給食に関する基本計画の策定への参画 学校給食の実施に関する組織への参画
	5 栄養管理	学校給食における栄養所要量、食品構成に配慮した「生きた教材」としての献立作成
	6 衛生管理	作業工程表及び作業動線図の作成又は確認 「学校給食衛生管理の基準」に定める諸帳簿の作成、又は記録の確認 「学校給食衛生管理の基準」に定める衛生管理責任者としての業務 学校給食の衛生管理に関する組織への参画
	7 調理指導	調理及び配食、施設整備の使用等に関する指導・助言
	8 物資管理	学校給食用物資の選定、購入及び管理への参画
	9 検食、保存食等	検食の実施及び検食用保存食の確認
	10 調査、研究等	児童生徒の食に関する実態調査等の実施

平成18年12月1日付け教学健第1070号通知「栄養教諭の任用について」